

介護支援専門員実務研修受講試験（平成 30 年度～）

◆受験対象者

A 及び B の期間が**通算して 5 年以上**であり、**かつ**、当該業務に従事した日数が**900 日以上**である者

| No. | 対象業務 | 参照 | 必要実務 経験期間 |
|-----|---|--------|----------------|
| A | 法定資格取得後その 資格に基づき 当該 資格に係る業務 に従事した期間 | (別表 A) | 通算して 5 年以上 |
| B | 相談援助の業務 に従事する者が、当該業務に従事した期間 | (別表 B) | かつ、 900 日以上 |

(別表 A)

法定資格に基づく業務に従事する者。

| 法定 資格 コード | 資 格 名 | 法定 資格 コード | 資 格 名 | 法定 資格 コード | 資 格 名 |
|-----------------|---------|-----------------|-----------|-----------------|---------------|
| 01 | 医 師 | 08 | 理 学 療 法 士 | 15 | 言 語 聴 覚 士 |
| 02 | 歯 科 医 師 | 09 | 作 業 療 法 士 | 16 | あん摩マッサージ指圧師 |
| 03 | 薬 剤 師 | 10 | 社 会 福 祉 士 | 17 | は り 師 |
| 04 | 保 健 師 | 11 | 介 護 福 祉 士 | 18 | き ゅ う 師 |
| 05 | 助 産 師 | 12 | 視 能 訓 練 士 | 19 | 柔 道 整 復 師 |
| 06 | 看 護 師 | 13 | 義 肢 装 具 士 | 20 | 栄養士（管理栄養士含む） |
| 07 | 准 看 護 師 | 14 | 歯 科 衛 生 士 | 21 | 精 神 保 健 福 祉 士 |

(別表 B)

相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

| 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 | | | |
|-----------------------------|----------------------------------|-------------|--|
| 職種コード | 対象事業及び施設 | 対象となる職員（職種） | 規定する法令・通知等 |
| 101 | 特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第 8 条第 11 項 | 生活相談員 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号 |

| | | | |
|-----|--|---------|--|
| 102 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第20項 | 生活相談員 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項 |
| 103 | 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条第21項 | 生活相談員 | 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号 |
| 104 | 介護老人福祉施設 ※介護保険法第8条第26項 | 生活相談員 | 指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項 |
| 105 | 介護老人保健施設 ※介護保険法第8条第27項 | 支援相談員 | 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項 |
| 106 | 介護予防特定施設入居者生活介護 ※介護保険法第8条の2第11項 | 生活相談員 | 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号 |
| 107 | (計画相談支援) 指定特定相談支援事業所 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に規定する計画相談支援 | 相談支援専門員 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条 |
| 108 | (障害児相談支援) 指定障害児相談支援事業所 ※児童福祉法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援 | 相談支援専門員 | 児童福祉法に基づき指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条 |
| 109 | 生活困窮者自立相談支援事業所 ※生活困窮者自立支援法第2条第2項 | 主任相談支援員 | 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年社援発0727第2号）自立相談支援事業実施要領3の(2) |